

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865

77

極秘 1部 1号	②
<p>1. の解釈を認定した この意がはる。</p> <p>アメリカ局長 <u>出</u></p> <p>参事官 <u>出</u></p> <p>安全保障課長 <u>出</u></p> <p>條約第六條実施に関する交換公文件</p> <p>(昭: 39. 10. 16)</p> <p>(安全保障課)</p> <p>1. 所謂岸ハニヤー交換公文(別添1)ハス。</p> <p>核兵器の持込外ハ、同軍隊、装備ハ其の重要性 変更、ハ該当ガモリヒニ事前協議、立異ヒテハ モレハ3. 同交換公文ハ開拓未接収計画、記</p> <p>録、(別添2)ハモ参照、2. 核兵器の持込 外ハ開拓以下、解釈ハ成ルトハ否小権利</p>	
<p>1. 2ナム。</p> <p>「同軍隊、装備ウチの重要な変更」(major changes in their equipment) 11. 核兵器、持込外 ハ該当ガモリヒニ事前協議、立異ヒテハ モレハ3. 同軍隊、ハニヤー交換公文ハ装備ハ之規定 ハ前ハ配置ハシハ「合衆国軍隊ハ日本國ハ、 配置ウチの重要な変更」(major changes in the deployment into Japan of United States army forces) ハ規定、モレハ3. モレハ3. 日本國ハ 配置ハシハ合衆国軍隊ハ持込外と解され</p>	
GA-5 24/10	国務省 米保 / K.L.
GA-6	

3

（地方）~~核~~
（行方）記録、C.F.、ムニ-15. 原告、
許可証、合衆国軍隊の日本國への配達、本件の審査
が変更の場合に際し合衆国軍隊及び同軍隊の装備
の日本國への配置並びに合衆国軍用航空機の入國
は合衆国海軍軍艦並びに本国、領海及港内入
國の間で現行手続を變更せしむる旨解士ナロニス
トテ。旨記載する。

以上七項の外、（イ）装備、需要が變更せしむ
る國の附置土木大半軍の装備の一部に於ける、即
く（ア）、配達土木半軍の付加的、追加の半軍船隊

GA-6

外務省

4

（被征用船舶の係合）核兵器の装備（即ち）國へ寄送す
場合大半、交換公使の立場を考慮する點、又付記の如き
（ウ）半軍の装備の日本國への配置は審査條件第1項
半軍隊部隊編制並び核兵器の輸送、航行、下述、一連
の限の要件を満足する：（ア）本國の素性（主）（乙）
（ア）。

2. 以上を踏まえ以下操作ハ計ナ。

A. (ア) 9 程度～2m
（イ）交換公使及本國の立場、既存事例の参考を以て之を
算定見小計別途）+過手。

GA-6

外務省

5

即ち、「軍隊の装備、主計の重要性が復興」は英文

では、「major changes in their equipment」とあります

勿論、「train」と「army」の二つは、「合衆国軍隊」と「

日本の軍隊」または「日本軍へ配達せられたる合衆国軍隊」

の如きを意味する事と解釈される。

しかし、たゞ、所謂「オーバーホール」交渉の担当

時の昭和33年6月24日15時半停頓(トス)、「各支

保満(ハラム)、当面、交渉問題の開拓(カイツク)に付いたる

核兵器持込に対する問題、核第一、「TANKEI」一般

、「在日米軍の装備と協議事項」などを参考

GA-6

外務省

6

昭和33年6月24日、新條約草案(トス)

未だ考査せられてゐない。最初に附記したる

の附録(アタラシキ)は、上記の如きの他、TANKEI

拡張(カクザク)事項が該項(カイツク)に記載(シテル)

七件(ナナケン)の事項(カイツク)も該項(カイツク)に記載(シテル)

八件(ハチケン)の事項(カイツク)は日本軍(ハサキ)の段落

152頁(ハジメ)と相俟(ハシメテ)て、日本軍(ハサキ)と大半(ダーハン)

の核兵器持込問題(カイツク)を存(ハス)して推進(ハスル)

他方、同年7月28日(ハチヨウ)に成(ハセル)る「米軍(ハサキ)

備(ハザシ)用(ヨウ)一(イチ)回(カイ)の会(イニシアチブ)

GA-6

外務省

7

「合衆国本、日本國政府の事務、同窓会、一括

合衆國内財政大臣。二重は、日本國内

、而後小口合衆國軍隊の付添士、飛行隊へ日本、

国内へ入船船舶及心航空機へ適用されたり。

又、1月1日付文書、又、1月1日付文書

8月13日9同一證券の書類等（併記向量の未了）

現状の如き。

在日米軍、將領へ付添士の日本政府へ回復

3年1月12日付の「在日米軍軍事新規則、大綱、

又、翌大書、之を改めて2月12日付（2月12日付）

GA-6 外務省

8

約定1月12日付文書、又、1月12日付文書

（以下、1月12日付文書）同一證券の書類へ付添

又、同一證券の付添士、1月12日付文書

付添士の現状の如き。（1月12日付文書）

又、1月12日付文書、又、1月12日付文書

又、1月12日付文書

1月12日付文書、又、1月12日付文書

筆中、又、1月12日付文書、Major changes in

the disposition in Japan of United States armor

forces, including those in their equipment,.....

GA-6 外務省

shall be effected upon prior consultation with the

Government of Japan." とある。上線の部分

は「丁度」の誤写で、原本は「前項」である。

（6）本件ノスニシニ問題ハ附記于本件ノ内

日、最終的ハシツノ間ハ分離シトド道ナム。日本側

（本件を含む事項）

ハ交渉、協定ノ事務トナキテ、特備シテ、何トカ

（7）内閣ノ上級、大臣級アガリヨリシニシニ

（8）内閣ノ上級、大臣級アガリヨリシニシニ

（9）内閣ノ上級、大臣級アガリヨリシニシニ

（10）内閣ノ上級、大臣級アガリヨリシニシニ

太宰洋輔 準拟大本二二二五號工事一項、其

と密接也。

（11）以上、交換公文の作成過程大本二二二五號

（12）（13）（14）（15）（16）（17）（18）（19）（20）

（21）昭和三十五年四月十五日、審議會議長特別委員会一科

（22）（23）（24）（25）（26）（27）（28）（29）（30）

（31）同種議論、「在日米軍」の「在日米軍」事務局事務

（32）（33）（34）（35）（36）（37）（38）（39）（40）

（41）（42）（43）（44）（45）（46）（47）（48）（49）

（50）（51）（52）（53）（54）（55）（56）（57）（58）

11

2nd. (前、花田半導の概念と本件、昭和35年)

5月4日、衆議院予算委員会にて、
内閣府計画課より、

の質疑があり、参考意見

（1）花田半導の意味と、その解釈。

（2）花田半導の実施方針、事前協定の対応

限られた区域で、区域外では、本件を実行しない。

更に、同文理全文、以下、
内閣府計画課より、

予算変更と、同單隊、内閣府計画課より、
配置主

小笠原軍隊に限らず、否い、の差へと

国会へも請けん。

外務省

12

昭和35年5月2日、衆議院予算委員会にて、

（2）内閣府計画課より、
内閣府計画課より、

予算変更と、内閣府計画課より、

予算変更と、内閣府計画課より、

内閣府計画課より、

予算変更と、内閣府計画課より、

内閣府計画課より、

予算変更と、内閣府計画課より、

内閣府計画課より、

内閣府計画課より、

外務省

GA-6

13

初此，合衆國軍隊之裝備，大體與上等同。

二、合衆國軍隊之裝備，大體與上等同。

大體上，兩方面說明之，英美二方面。英國方面。

U.S. armed forces are described as follows:

(i) 活力。

(ii) 以上，交換公文一類的「同軍隊」。二十一

新加坡而已還之米軍之辦事處。交換公文。

次之紀錄。五法。其事務。又。又。又。又。又。又。又。

又。又。又。又。又。又。又。又。又。又。又。又。又。又。

大。大。大。大。大。大。大。大。大。大。大。大。大。大。

GA-6

外務省

14

B. 由之裝備。

ii). 不按照該部之記錄，(別)序) C. 現行手續。

華盛頓協定之內容：合衆國軍隊，由公國八九四四

同軍隊之裝備，新加坡八九四四。而此是米軍用陸、海、空三

新加坡八九四四。入港、國八九四四。現行手續上，合

象國軍隊，公國八九四四。而此是米軍用陸、海、空三

華盛頓協定之內容：公國八九四四。現行手續上，合

(present procedures) 由公國協定上，何以

華盛頓協定上，何以。

後者，合衆國軍隊，裝備，大約同八九四四。

GA-6

外務省

15

毒氣彈事件 1950年1月22日、東京

「毒氣彈事件」の原因は、装備、配達の漏洩。

指揮の方針が誤った。

1950. 交換公船による装備輸送の重要性更に

(mine charges in their equipment) と工作の

「装備、配達上の重要な変更」の関係の問題

と結び。

所謂「不法行為の既存の規範についての問題」

題材、たゞ1950年9月、大連の駁船船員が

逃げて事件。

GA-6

外務省

16

装備、配達の漏洩事件 1950年1月22日

"introduction into Japan of nuclear weapons" と

工作の、工作、装備、配達、即ち "deployment of

their equipment into Japan" とある。而して漏洩

漏洩した。装備、配達の漏洩へ当たる機密漏洩、小内閣

機密漏洩の漏洩事件協定(1950年1月22日締結)。

二十九兩端(大連)にて1950年1月22日漏洩問題と

漏洩事件の漏洩事件協定(1950年1月22日締結)

漏洩事件。

(ii) C項において、南北半島用核兵器軍備問題。

GA-6

外務省

17

物の国へ入港するに際しては、航行手続、貿易手続等の要領

と並行的、並列的である。この点が問題となるのは、物の国へ出入

する場合、船舶手続と核装備、貿易手續との間の問題である。

要は、船舶手續と貿易手續との問題である。

最初に、まず、船舶手續、貿易手續、二つの実質問題について

述べる。又、次に、その「現行手続」の内容を紹介す

る。

次に、まず、「現行手続」の特徴的は、以下の通り約

て、貿易手續と並行して、平洋航路における航行手續

が混在する、船舶の出入港、至約半分の運賃が支拂

GA-6

外務省

18

まず、まず、まず、「現行手續」の特徴

要は、まず、まず。

次に、次に、「現行手續」の特徴

要は、要は、要は、「現行手續」の特徴

要は、要は、要は、「現行手續」の特徴

要は、要は、「現行手續」の特徴

要は、要は、「現行手續」の特徴

要は、要は、「現行手續」の特徴

GA-6

外務省